

諮問日：平成29年3月31日（平成28年度（情）諮問第25号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（情）答申第6号）

件名：福岡地方裁判所における裁判事務の分配等に係る文書の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「事件分配規程（地裁本庁の民事行政事件に関わるもの）」の開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が、「平成29年度 福岡地方裁判所及び管内簡易裁判所の 裁判事務の分配 裁判官の配置 代理順序 開廷日割 調停主任 労働審判官 司法行政事務に関する代理順序 執行官監督官及び執行官監督補佐官 被疑者国選弁護人選任事務に係る代理順序及び裁判官の職務代行（平成29年1月1日現在）」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が平成29年2月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判官の氏名の下に記載部分が不開示とされているところ、不開示とされた情報の種別を尋ねても、回答自体で個人情報が開示されるので答えられないということで、納得が困難である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

原判断において不開示とされた記載部分（以下「本件不開示部分」という。）

は、いずれも氏名と一体となって行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号本文に規定する個人識別情報に相当し、同号イからハまでに相当する事情も認められない。

また、個人識別部分である氏名が開示されていることから、部分開示をすることもできない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年3月31日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年6月30日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書は、福岡地方裁判所及びその管内簡易裁判所における裁判事務の分配等が記載された文書であり、本件不開示部分は、裁判官2名の氏名の下に記載部分である。本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分に記載された情報は、いずれも裁判官の氏名と一体として法5条1号本文に規定する個人識別情報に相当するものと認められ、同号イからハまでに相当する事情は、認められない。

また、原判断において、本件不開示部分の上に記載された裁判官の氏名がいずれも開示されているから、取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることは相当でない。

- 2 以上のとおりであるから、本件対象文書のうち一部を不開示とした原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委       員            久   保            潔

委       員            門   口   正   人